

第4号議案

蒲郡市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部
改正について

蒲郡市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改
正する条例を、次のように制定するものとする。

令和8年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部
を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額の改定を行
うため提案する。

蒲郡市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

(蒲郡市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 蒲郡市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年蒲郡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
職名	議員報酬月額	職名	議員報酬月額
議長	<u>539,000円</u>	議長	<u>532,000円</u>
副議長	<u>496,000円</u>	副議長	<u>489,000円</u>
議員	<u>463,000円</u>	議員	<u>457,000円</u>

(蒲郡市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 蒲郡市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年蒲郡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(給料)	(給料)

第2条 特別職の給料月額は、次のとおりとする。

- (1) 市長 94万円
- (2) 副市長 79万2,000円

第2条 特別職の給料月額は、次のとおりとする。

- (1) 市長 92万7,000円
- (2) 副市長 78万1,000円

(蒲郡市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正)

第3条 蒲郡市教育委員会教育長の給与に関する条例（平成27年蒲郡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(給料) 第2条 教育長の給料は、月額 <u>70万7,000円</u> とする。	(給料) 第2条 教育長の給料は、月額 <u>69万7,000円</u> とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。